

令和元年5月

保護者のみなさんへ

京都市立西ノ京中学校
校長 内 田 隆 寿

特別警報ならびに台風、地震に対する非常措置についてのお知らせ

台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、『京都南部』又は『京都・亀岡』地域と報道される場合があります）に「暴風警報」が発令された場合、また、京都市において「震度5弱以上の地震」があった場合、また、天災などにより、「特別警報」が発令された場合は、下記のような措置をとります。そのため、台風接近時や地震発生時にはテレビ・ラジオ・インターネット等の情報にご注意をお願いします。

記

1. 「特別警報」について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を優先し、登校を見合わせ、自宅待機させて下さい。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ①12時までに解除された場合 ⇒ 第5校時から始業（13時10分登校）
②12時現在、特別警報発令中の場合 ⇒ 臨時休業

2. 「暴風警報」について

- (1) 登校前に『暴風警報』が発令された場合
『暴風警報』が解除されるまでは、登校を見合わせ自宅待機させてください。

- (2) 『暴風警報』が解除された場合については、下記の措置をとります。
- ①7時までに解除された場合 ⇒ 平常授業（8時25分登校）
②9時までに解除された場合 ⇒ 第3校時から始業（10時35分登校）
3時間目からの授業の用意 弁当必要・給食あり
③11時までに解除された場合 ⇒ 第5校時から始業（13時10分登校）
昼食をすませて登校 5時間目からの授業の用意
④11時現在、警報発令中の場合 ⇒ 臨時休業

裏面あり

（3）在校中に『暴風警報』が発令された場合

気象情報、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうか決定します。

3. 地震について

（1）登校前に地震が発生した場合

震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

- ※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
- ※ 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、校門前掲示・ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。
- ※ 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

（2）在校中に地震が発生した場合

校区の被災状況・通学路等の安全を確認して、帰宅させるかどうか決定します。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。なお、各学区の避難場所・連絡方法等についてお子様と確認しておいていただきますようお願いします。

なお、上記の内容は、今年度中有効ですので、
このプリントは処分せず保管しておくようお願いします。